

# 珠州市 民間賃貸住宅建設支援事業

共同住宅や長屋を建設する費用を支援します！

**対象者** 以下すべての要件に該当する方

- (1) 珠州市内において、民間賃貸住宅を建設し、その所有者となる個人又は法人。
- (2) 建設した民間賃貸住宅に、被災された方を優先的に入居させることに努める者。
- (3) 住所地又は所在地における市町村税を滞納していない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でない者。
- (5) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教法人ではない。
- (6) 国の機関又は地方公共団体ではない。

**対象住宅** 以下すべての要件に該当する共同住宅又は長屋

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及びその他関係法令の基準に適合すること。
- (2) 公共事業その他補助事業により補償を受けて建設するものではないこと。
- (3) 公共事業の遂行に影響がないこと。
- (4) 個人が建設する民間賃貸住宅にあつては、当該個人又は当該個人の2親等以内の親族のみを入居させるためのものではないこと。
- (5) 法人が建設する民間賃貸住宅にあつては、当該法人の役職員又は当該法人の役員の2親等以内の親族のみを入居させるためのものではないこと。
- (6) 各住戸に玄関、台所、トイレ及び浴室が備えられていること。
- (7) 組立て式仮設建築物やコンテナハウス等の簡易なものではないこと。

**補助金額**

**床面積 1㎡あたり5万円を乗じた額**

上限額：300万円／戸かつ3,000万円／棟

注：建設工事完了後、交付決定を受けることで金額が確定します

注：予算には限りがあります

**申請手順**

**事前相談**

提出書類や計画について事前にご相談ください

**建設計画の認定**

図面や見積書を添えて計画承認を得てください

**着工・竣工**

認定された計画に基づいて着工してください

**申請兼実績報告**

検査済証などを添えて交付申請してください

交付決定を経て請求へ

**お問合せ  
申請先**

**珠州市 環境建設課**

電話番号 0768-82-7756（平日9時～17時）